

(案)

富士見市公募補助金の交付手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における団体の福祉の増進等に資する活動を支援するため、公募により補助金を交付する場合の団体の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(補助金の公募)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「公募補助金」という。）は、公募の方法により、期間を定めて行うものとする。

(公募対象団体)

第3条 公募補助金の対象団体は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体とする。

- (1) 構成員の人数が5人（構成員が法人である場合にあっては、1法人につき1人とみなす。）以上であること。
- (2) 市内に活動拠点があること。
- (3) 規約、会則等があり、かつ、予算、決算及び会計に関する事務処理が適切に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、公募補助金の対象団体としない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする団体
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とする団体
- (4) 公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(補助対象事業)

第4条 公募補助金の対象事業は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業とする。

- (1) 市内で実施する事業であること。
- (2) 同一の事業に関して富士見市から他の補助金等の交付を受けていない事業であること。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

い。

(3) 事業計画（事業効果を含む。）及び収支計画が他の事業と明確に区分することができる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、公募補助金の対象事業としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを目的とする事業

(4) 公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業

（補助対象経費）

第5条 公募補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の範囲）

第6条 公募補助金の額は、補助対象経費の100分の10から100分の50までの範囲内の額とする。

2 団体の構成員（業務内容等に基づき市長が認める常勤の職員数を限度とする。以下「団体構成員」という。）に対する人件費を補助対象経費とした場合における前項の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。

（補助期間）

第7条 公募補助金の補助期間は、同一の申請につき3年以内とする。

（補助金の申請）

第8条 公募補助金の交付を受けようとする団体は、市長が指定する期限までに、公募補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書（様式第2号）

(2) 構成員の名簿

(3) 定款、規約又はこれらに類する書類

(4) 事業・収支計画書（様式第3号）

(5) 貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務の状況を明らかにすることができる書類（公募補助金の交付を受けようとする開始年度の前年度のものに限る。）

(6) 活動内容を確認することのできる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（意見聴取）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、公募補助金を交付することが適当か否かを評価するため、民と官の連携による公共サービス改革検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 委員会は、前項の規定による評価を行う場合において必要があると認めるときは、当該申請団体に対し、公開による意見聴取を行うことができる。

（補助金交付団体の決定）

第10条 市長は、公募補助金の交付の可否を決定したときは、当該申請団体に対し、公募補助金採択・不採択通知書（様式第4号）を送付するものとする。

（公表）

第11条 市長は、前条の規定により交付の決定をした公募補助金に関する情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第5条関係）

人件費	団体構成員又は事業を実施するために雇用した者の人件費
報償費	講師、専門家等に対する謝礼（団体構成員の場合を除く。）
旅費	電車賃、バス代等
消耗品	物品の購入費（1品につき2万円未満の場合に限る。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
通信費	電話料金、インターネット接続料、郵便料金等
保険料	火災、地震等の家屋に対する保険を除いた保険料
研修費	宿泊を伴わない講習会、研究会、大会等の参加費
食糧費	講師、専門家等の食事代（団体構成員の場合を除く。）
使用料	施設の使用料（会議、イベント等で使用する場合に限る。） 又は物品のレンタル料
賃借料	団体の事務所又は事業実施のために借り入れた事務所の借家料又は借地料
その他これらに類する経費	その他必要な経費で社会通念上適切であると認められる経費

備考 この表にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- 1 商品券、記念品等の経費
- 2 土地の取得、造成又は補償に要する経費
- 3 団体の支払いが領収書等により確認することのできない経費
- 4 その他社会通念上疑義が生ずると認められる経費

様式第1号（第8条関係）

公募補助金申請書

年 月 日

（あて先）富士見市長

所在地

団体名

代表者名

㊤

公募補助金の交付を受けたいので、富士見市公募補助金の交付手続等に関する要綱第8条の規定により関係書類を添付して申請します。

なお、私たちは、富士見市公募補助金の交付手続等に関する要綱第3条第2項各号又は第4条第2項各号に該当しないことを誓約します。

1 補助希望額 総額 円
〔 年度 円
年度 円
年度 円 〕

2 補助対象経費（団体構成員の人件費を含むときは、その金額を※欄に記入してください。）

年度 円
（※団体構成員人件費 円）
年度 円
（※団体構成員人件費 円）
年度 円
（※団体構成員人件費 円）

3 補助希望期間 1年・2年・3年（希望する補助期間を選択してください。）

4 添付書類

- (1) 団体概要書
- (2) 構成員の名簿
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 事業・収支計画書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (6) 活動内容を確認することのできる書類
- (7) その他書類（)

様式第2号（第8条関係）

団体概要書

団体名		
代表者	氏名	
	住所（〒 — ）	
	電話番号	FAX 番号
主たる事務所の所在地等	住所（〒 — ）	
	【連絡責任者】	
	電話番号	FAX 番号
設立年月日	年 月 日	
団体構成員数	人（参考：正会員以外の会員数 人）	
設立目的 (活動目的)		
主な活動と実績		
常勤雇用職員数	人	

2 収支計画（ 年度／ 年目）

支出項目		金額（円）	説明（積算基礎）
補助対象経費			
	小計(A)		
	団体構成員人件費(B)		
	計(A)+(B)		
補助対象外経費			
	その他経費		
	小計(C)		
合計(A)+(B)+(C)			
収入項目		金額（円）	説明（積算基礎）
収入 (補助対象経費)			
	その他収入		
	小計		
	本補助金		
	本補助金以外の 本市からの収入		
合計			
補助対象経費(A)に対する 補助希望額			補助率（ ）
補助対象経費(B)に対する 補助希望額			補助率（ ）
補助希望額合計			

備考

- 1 事業の種類ごとに別葉としてください。
- 2 年度ごとに当該年度の収支計画を作成してください。

様式第4号（第10条関係）

公募補助金採択・不採択通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました公募補助金については、下記のとおり決定しましたので、富士見市公募補助金の交付手続等に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

1 採択

(1) 補助金交付予定額

総額		円
〔	年度	円
	年度	円
	年度	円

(2) 補助対象経費

年度	円
(※団体構成員人件費	円)
年度	円
(※団体構成員人件費	円)
年度	円
(※団体構成員人件費	円)

(3) 補助交付期間 年

(4) 補助金交付申請等所管課

2 不採択

備考

- 1 本通知は、補助金の交付を確約するものではありません。
- 2 当該年度の補助金の交付を受けるためには、別途補助金の交付申請手続が必要となります。